

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました



事業所得等を有する個人の白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

◎対象となる方

- ・個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う**全ての方**です。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要なる方も、
記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

- ・売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項
- ・記帳に当たっては、日々の合計金額を記載するなど、簡易な方法で記載可能

◎帳簿等の保存

【帳簿書類の保存期間】

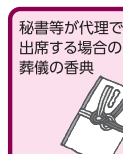
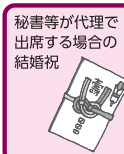
保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、領収書など	

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。 **国税庁** で **検索**

みんなで徹底しよう 三ない運動

贈らない! 求めない! 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



**政治家の寄附は禁止、
有権者が求めることも禁止されています**

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止 検索

(公財) 明るい選挙推進協会

明るい選挙推進協会 三ない運動 検索

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

(12月10日～16日)

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの一週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始める北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

政府拉致問題対策本部

小規模企業共済制度のご案内

個人事業主（共同経営者を含む）・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。（独）中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、商工会議所、金融機関の窓口で取り扱っております。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構コールセンター
電話 050-5541-7171
HP: <http://www.smrf.go.jp/skyosai/>